

鳥取県公報

◇告示 目次

- 土地改良事業計画書の縦覧
- 河川敷地の公用廃止
- 土地の公用廃止
- 結核予防法の規定による定期外の健康診断の実施
- 建設業者の登録まつ消

告示

鳥取県告示第五百五十二号

昭和三十六年八月十八日付けで、岩美郡国府町から申請のあつた土地改良事業計画については、審査の結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第

同法第九十六条の二第三項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画の写

二 縦覧期間

昭和三十六年九月二十二日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

岩美郡国府町役場

鳥取県告示第五百五十三号

河川法（明治二十九年法律第七十一号）適用の千代川筋鳥取市倭文地区内の旧堤防及び千代川筋鳥取市服部地区内の旧堤防は、次のとおり公用を廃止する。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公用廃止箇所

鳥取県鳥取市倭文字鳥居田一九七番ノ二地先から
同 県同 市向国安八番地先まで

鳥取県鳥取市服部四七四番地先から
同 県同 市服部字下河原四三二番地先まで

(関係図面は土木部管理課に保管)

公用廃止面積 県に帰属する面積

一、五六五坪 一、五六五坪

六七四坪 六七四坪

鳥取県告示第五百五十四号

次の土地は、昭和三十六年九月十六日から公用を廃止した。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は品目 面積又は数量(坪)

倉吉市字西梅田五五九番ニ 農道敷 三一三、六二
地先外 水路敷 七八、五二

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第五百五十五号

三 健康診断の実施場所

- 一 健康診断を受けるべき者
- 1 理容師、美容師及びその家族
- 2 接客業者
- 二 健康診断の実施期日
- 昭和三十六年十一月一日から昭和三十七年二月二十八日まで

鳥取県告示第五百五十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定

四 健康診断の実施区域

倉吉保健所

鳥取県告示第五百五十五号

三 健康診断の実施場所

昭和三十六年十一月一日から昭和三十七年二月二十八日まで

倉吉保健所
健康診断の実施区域
倉吉保健所管内一円

鳥取県告示第五百五十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年九月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録(ほ)第五七七号 昭三四、七、二四 国 岡 組

主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日

八頭郡智頭町智頭九四 国岡 武 昭三六、七、二四